

■ 共通データ分析指標に関するQ&A

指標 No.	指標名 ※指標定義については別表「共通データ分析指標」を参照ください	Q&A No.	質問項目	回答
-	共通	1	定義の解釈に迷う場合/定義によっては提出できる可能性がある場合は、どのように対応すればよいですか。	貴学にて提出可能な代替定義案を検討して提出してください。
		2	算出根拠の提出は必要ですか。	算出根拠が確認できる資料（契約書・承認通知書、稟議・決裁資料、会計データの集計表等）は学内で保存してください。提出時の添付は不要ですが、後日確認の対象となる可能性があります。
		3	実証開始前のデータを蓄積していない場合はどのように対応すればよいですか。	対象期間および集計方法は、指標一覧の「対象期間」「集計方法」欄に記載のとおりです。事業開始前に当該指標のデータを収集・蓄積していない場合は、事業開始以降にデータを取得・提出してください。
		4	提出後に数値の誤りが発覚した場合はどのように対応すればよいですか。	提出後に誤りが判明した場合は、速やかに事務局へご連絡ください。
1	研究テーマ総数/研究者数	5	研究テーマのステータスの判定はどのように行えばよいですか。	指標一覧の定義欄に記載のとおり、研究管理台帳等のステータス（実施中/有効等）に基づき判断してください。ステータスの基準は全研究テーマで統一してください。
2	本事業における対象領域に関わる研究テーマ数/研究者数	6	「本事業における対象領域」はどの範囲を指しますか。	公募要領に基づいて、貴学が対象として選定した技術領域になります。
		7	研究者が複数の「対象領域に関わる研究テーマ」を担当している場合、研究者数はどのようにカウントすればよいですか。	研究者数は、対象領域に関わる研究テーマに関与している研究者をユニーク（重複なし）の頭数でカウントしてください（同一研究者が複数テーマに関与していても1名）。研究テーマ数も同様に、研究課題ID等貴学のシステム・台帳にて設定しているユニークキーで重複を除いてカウントしてください。
3	本事業における対象領域に関わる研究シーズ数/研究者数	8	TRLの判定者は誰になりますか（研究者自己申告でもよいですか）。	研究者の自己申告に基づいて貴学内で予め作成したルールに則り判定してください。
		9	TRL2以上の判定は、どのような資料で根拠を示せばよいですか。	根拠資料提出は不要です。但し、TRL2に相当する内容(指標定義参照)が、学内の公式文書として作成・保存されているものを対象としてください。
4	本事業における対象領域におけるTOP10%研究論文数	10	「TOP10%研究論文」はどのデータベース・指標で判定しますか。	外部論文データベースにおける分野別引用指標等に基づき判定してください。使用するデータベースおよび判定方法（分野分類、窓期間等）は学内で統一してください。
		11	査読通過日（受理日）を厳密に確認できない場合、どの日付で計上すればよいですか。	査読通過日から論文公開日までの間で、貴学が査読通過を認識した時点の日付（例：受理通知の受領日等）に基づき計上してください。
		12	「TOP10%研究論文数」には、紀要論文や査読のない論文（プロシーディング等）も含めますか。	本指標は、一定水準の研究成果を各大学で同じ基準で把握する観点から、査読付き論文を対象としてください。査読のない紀要論文等は原則として含めません。
6	スプリットアポイントメント件数・兼業申請件数	13	同一人物がスプリットアポイントメントと兼業申請を行う場合あるいは2つ以上のスプリットアポイントメントもしくは兼業申請を行う場合はどのようにカウントすればよいですか。	承認が別案件（別承認）として扱われる場合はそれぞれ計上して差し支えありません。承認通知書の件数ベースで記載してください。
		14	申請中（未承認）は含めますか。	含めません。承認済のものを対象としてください。
7	研究支援人材(URA等)の総労働時間	15	「研究支援人材(URA等)の総労働時間」の集計対象となる業務範囲はどのように整理すればよいですか。	指標一覧の定義欄に記載のとおり、文科省「産学連携等実施状況調査」（令和6年度実績）のURA業務内容に準じて整理してください。
		16	研究支援人材(URA等)が他業務を兼務している場合、総労働時間はどのように算出すればよいですか。	URA等に関連する業務時間のみを対象として計上してください。実績把握が難しい場合は、URA業務割合（例：30%等）を当該職員員の総業務時間に乘じて算出するなど、貴学で一貫した推計方法を定めて計上してください。
		17	外部契約（業務委託等）でURA相当の業務を担う人材も集計対象に含めますか。	含めて差し支えありません。内部/外部の別を問わず、URA等として本事業の対象業務に従事している稼働時間を対象として計上してください。
8	研究支援人材(URA等)の業務時間配分	18	一人の研究支援人材(URA等)が複数の業務を担当しており、厳密な業務別の時間を取得できない場合はどのように対応すればよいですか。	各業務の内、複数に関与した場合は、集計対象期間を通じた総業務時間の内、それぞれに割いた割合(エフォート率)を適宜設定し、その割合に応じて按分した人数を記載してください。
10	外部専門家の関与時間	19	一人の外部専門家が複数の業務を担当しており、厳密な業務別の時間を取得できない場合はどのように対応すればよいですか。	各業務の内、複数に関与した場合は、集計対象期間を通じた関与時間総数の内、それぞれに割いた割合(エフォート率)を外部専門家の自己申告にて適宜設定し、その割合に応じて按分した時間数を記載してください。
15	研究シーズに対する学外(自治体/企業)からの問い合わせ件数	20	「研究シーズに対する学外(自治体/企業)からの問い合わせ」に含める問い合わせの範囲はどのように整理すればよいですか。	自治体/企業から個別の研究シーズに関する言及があった照会・相談を対象とします。メール/電話/オンライン会議/直接訪問など、問い合わせの形式については問いません。
16	企業への営業件数	21	「企業への営業件数」について、同一企業でも別部署・別担当者を訪問した場合は別件としてカウントできますか。	異なる部署・担当者であっても、同一の研究テーマに関する営業であれば1件として計上してください。新規テーマとして整理できる場合は、テーマ（案件）ごとに別件として計上して差し支えありません。

		22	共同研究等で既に関係がある企業を訪問した場合も「企業への営業件数」に含めてよいですか。	既に関係構築済みの企業であっても、新たな研究テーマの社会実装（新規案件形成）を目的とする営業活動であれば計上して差し支えありません。
		23	既存の共同研究の継続対応（定例報告等）のための訪問は「企業への営業件数」に含めますか。	単なる定例報告や進捗共有等の継続対応のみの場合は、原則として含めません。なお、追加的な協力獲得（新規検討事項・新規条件の打診等）を目的とする場合は、別案件として計上して差し支えありません。
		24	展示会・イベント等での名刺交換のみ・立ち話の場合は「企業への営業件数」に含めますか。	名刺交換のみで終わる場合は原則として含めません。事前にアポイントを取り、個別説明や具体的な相談対応（オンラインを含む）に至っているものを対象として計上してください。
		25	研究者個人の訪問件数を把握できない場合、産学連携部門等（担当部署）の訪問件数で計上してよいですか。	差し支えありません。貴学で把握可能な範囲（担当部署が管理する訪問記録等）に基づき計上してください。
		26	同一企業に対してメールでPRを複数回送付した場合、どのようにカウントしますか。	同一企業へのメールであっても、異なる研究テーマに関するPRであればテーマ（案件）ごとに別件として計上してください。同一テーマの再送・リマインドのみの場合は原則として同一件として整理してください。
		27	複数回にわたるセミナー/複数日開催の展示会等は、どのようにカウントしますか。	同一展示会で同一内容の出展を複数日行う場合は1回として計上してください。同一テーマのセミナーを複数回実施する場合も原則1回として整理してください。なお、回ごとに内容が大きく異なり、異なる研究テーマのPRに該当する場合はテーマ（案件）ごとに計上して差し支えありません。
17	社会実装のための共同研究・プロジェクト数及び関係する研究者数	28	競争的研究費の申請書に企業名・研究者名が明記されていない場合もカウントしてよいですか。	申請書上に明記されていない場合でも、貴学が企業との連携事実を把握している場合は、任意でカウントして差し支えありません。
		29	分担者人数のカウントはどのように行えばよいですか。	申請書の研究代表者・分担者欄に記載の研究者を対象として、ユニーク（重複なし）・頭数で計上してください。
		30	年度途中で申請書に記載された研究代表者・分担者が変更された場合はどのように扱いますか。	基本はユニーク（重複なし）・頭数で計上してください。交代等により実質的な関係者が変わる場合は、当該年度に実際に従事した研究者を貴学の把握可能な範囲で整理して計上してください。
		31	共同研究契約数は、複数の研究テーマが1契約にまとまっている場合どのように数えますか。	契約は契約書単位で計上してください。複数テーマが1契約に含まれている場合は1件として整理してください（テーマ単位では分割しません）。
		32	契約変更（条件変更・期間変更等）は共同研究契約数に含めますか。	原則として含めません。契約期間開始日が対象期間内であり、新規に締結された契約を対象として計上してください。
		33	契約を結んでいない共同研究は対象に含めますか。例えば、大学の研究員が企業に出席/客室研究員で出向している場合も共同研究に近しいと考えるがどのようにカウントすればよいですか。	カウント対象に含めません。
		34	大学・企業共著論文数について、企業名が記載されていない場合でも対象に含めますか。	共著者に大学・企業双方の研究者が含まれることが貴学で確認できる場合は、貴学の把握可能な範囲で対象に含めて差し支えありません。
17	社会実装のための共同研究・プロジェクト数及び関係する研究者数	35	査読通過日の確認が難しい場合、どの日付で共著論文数を計上すればよいですか。	査読通過日から論文公開日までの間で、貴学が査読通過を認識した時点の日付（例：受理通知の受領日等）に基づき計上してください。
22	上市決定した製品あるいはサービスの数	36	「上市決定」の時点は何を指しますか（発売開始、社内決裁等）。	製品・サービスの市場投入を貴学内で正式に決定（社内決裁等）したタイミングを基に判断ください。
		37	開発が複数期間にまたがる場合でも、「上市決定した製品あるいはサービスの数」はどの時点で計上しますか。	指標一覧の定義欄に記載のとおり、上市が正式に決定された時点（社内決裁等）が属する期間で計上してください。
23	企業とのライセンス交渉案件数	38	NDA締結のみの場合は「ライセンス交渉案件」に含めますか。	NDA締結のみで条件協議に至っていない場合は含めません。条件提示、ドラフト交換、対価・範囲等の具体協議に入った案件を「交渉案件」として計上してください。
		39	交渉が次期に継続する場合、「企業とのライセンス交渉案件数」はどの期で計上しますか。	具体的な条件協議（条件提示、ドラフト交換等）が発生した期に計上してください。
25	ライセンス料・特許譲渡金額	40	ロイヤルティ等が複数期にまたがって入金される場合、「ライセンス料・特許譲渡金額」はどの期で計上しますか。	貴学が収益計上した期に合わせてください。
		41	一時金・マイルストーン・ロイヤルティ等の内訳がある場合、どのように計上しますか。	貴学が当該期間に収益計上した金額を合算して計上してください。